社法第三百八十二条（法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十九条（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）

ロ　法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第三十六条の三第三項（法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第三百八十三条第一項本文（法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十九条（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）

ハ　法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第三十六条の六第六項（法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十九条（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）及び法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第三百六十七条第四項

ニ　法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第三十八条第三項（法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十九条（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）及び法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）

ホ　法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第三十八条の五第四項

六・七　［略］

社法第三百八十二条（法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十九条第一項（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）

ロ　法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第三十六条の三第三項（法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第三百八十三条第一項本文（法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十九条第一項（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）

ハ　法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第三十六条の六第六項（法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十九条第一項（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）及び法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第三百六十七条第四項

ニ　法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第三十八条第三項（法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十九条第一項（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）及び法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）

［新設］

六・七　［略］

4　次の各号に掲げる場合には、理事会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。

一　法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第三十六条の六第四項（法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十九条（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）及び法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定により理事会の決議があったものとみなされた場合　次に掲げる事項

イ～ニ　［略］

二　法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第三十六条の六第五項（法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十九条（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）及び法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定により理事会への報告を要しないものとされた場合　次に掲げる事項

イ～ハ　［略］

（電子署名）

第十三条　法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第三十六条の七第二項（法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十九条（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）及び法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）に規定する主務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置は、電子署名とする。

2　［略］

4　次の各号に掲げる場合には、理事会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。

一　法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第三十六条の六第四項（法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十九条第一項（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）及び法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定により理事会の決議があったものとみなされた場合　次に掲げる事項

イ～ニ　［略］

二　法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第三十六条の六第五項（法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十九条第一項（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）及び法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定により理事会への報告を要しないものとされた場合　次に掲げる事項

イ～ハ　［略］

（電子署名）

第十三条　法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第三十六条の七第二項（法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十九条第一項（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）及び法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）に規定する主務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置は、電子署名とする。

2　［略］